

『註釈民法草案』について

七戸, 克彦
慶應義塾大学法学部 : 助教授

<https://hdl.handle.net/2324/6192>

出版情報 : ボワソナード民法典資料集成. 前期 (1), pp. 7-43, 1999-12-15. 雄松堂出版
バージョン :
権利関係 :



『註釈民法草案』について

七戸 克彦

一 本資料集成「第一期」における邦文資料の内訳

本資料集成の「第一期」刊行分（全六回配本）は、大久保泰甫教授執筆の「序文」にもあるように、以下のようない問題意識のもとに編まれた。

従来のボワソナード旧民法研究においては、仏文資料では、一八八二―一八八九年刊行の五冊本の草案注釈（いわゆる『プロジェクト第二版』）、邦文資料では、『再閣修正民法草案註釈』なる表題を付された文献が、「ボワソナード草案」として参照・引用されることが通常であった。しかも、一般には、後者は前者の翻訳と考えられ、したがって、内容的には全く同一であると信じられていた。

しかしながら、第一に、仏文資料に関していえば、近時の研究は、ボワソナードが草案を数次にわたって改訂していることを重視し、最初の活版本である一八八〇―一八八二年刊行の三冊本（『プロジェクト初版』、および、旧民法公布後の一八九〇―一八九一年刊行の四冊本（『プロジェクト新版』）をも参照し、これら三者を比較・対照

することによって、個々の条文あるいは法制度の成立過程を明確化しようとしている。だが、『プロジェ第二版』はかねてよりポピュラーな存在であつたうえに、近年復刻版も上梓されているのに対して、『プロジェ初版』『プロジェ新版』は稀覯本であり、これを容易に参照することはできなかった。もちろん、現在遺されている仏文資料はこれらに限られないが、さしあたつて右二種を復刻することにより、ボワソナード草案の変化を追えるだけの最低限の資料を整えよう、というのが、本資料集成「第一期」の編集方針の第一であつた。

第二に、右『プロジェ』の復刻と並んで目的とされたのが、『プロジェ』の翻訳書の復刻である。上述したように、従前の研究は、『再閱修正民法草案註釈』が『プロジェ第二版』の翻訳と信じて疑わなかつたところ、近時の学説は、両者が必ずしも一致していないことに気づき、その結果、プロジェと翻訳書をいったん切り離し、翻訳は翻訳のみで独立別個に変遷を追跡する必要があると感じはじめた。また、従前の研究においては、これまた比較的ポピュラーな文献であるボワソナードの司法省法学校講義の活版本『ボワソナード氏起稿／民法草案財産篇講義』¹⁾を『プロジェ初版』と同時期の邦文資料として引用し、これと『再閱修正民法草案註釈』を対比する手法をとることが多かった。しかしながら、同じ邦文資料にあつても、一方は注釈書、他方は講義録であることから、両者の比較・対照には、自ずと限界がある。最も望ましいのは、同じ注釈書どうし、しかも、『再閱修正民法草案註釈』と直接つながりのある注釈書を用いて比較を行うことである。かかる観点から資料を探索するとき、『再閱修正民法草案註釈』より以前には、「修正」の文字のない『再閱民法草案註釈』なる文献が存在し、さらにそれより前には、「再閱」の文字もない『註釈民法草案』なる文献（但し、同書の書名表記は冊によって異なる。後記二参照）が存在することが知られる。今日的な用語でいえば、『註釈民法草案』の「第二版」が『再閱民法

草案註釈』、「第三版」が『再閱修正民法草案註釈』というわけである。もちろん、邦文資料がこれらに限られないこと仏文草案と同様であり、しかも、邦文資料に関しては、民法編纂局の最終案・法律取調委員会の最終案あるいは元老院下付案・枢密院諮詢案といった、立法過程の結節点となる資料の側が、より重要ともいえる。しかしながら、今回『プロジェ』活版本を復刻することに対応して、邦文資料に関しても、上記三種の翻訳書を復刻することによって、少なくともボワソナード草案それ自体の変化については、邦文資料側からの比較・対照も可能にしよう、というのが、本資料集成「第一期」の編集方針の第二であった。

以上の方針に従って、第一回配本・第二回配本では、まず仏文資料（『プロジェ初版』『プロジェ新版』）が復刻された。右復刻の間に『プロジェ第二版』をはさんで新旧対照を行えば、仏文草案の変化のあらましは、ある程度理解できる。

一方、今回の第三回配本では、ボワソナード起草の仏文草案の翻訳書のうち最初期のものである『註釈民法草案』を復刻する。続く第四回配本・第五回配本の『再閱民法草案註釈』（もつとも、財産取得編部分は初版であるため、書名も『民法草案註釈』となっている）、第六回配本の『再閱修正民法草案註釈』の三者を対比すれば、翻訳書の側からも、ボワソナード草案の変化の概要は、ある程度明らかになるであろう。

二 本復刻の底本

上述したような本資料集成「第一期」の編集方針に基づき、今回の復刻では、ボワソナード民法典編纂過程の最初期（『プロジェ初版』と同時代）の邦文資料のうちから、後の『再閣修正民法草案註釈』に連なる資料が探索・選択された。旧民法編纂過程に現れた邦文草案に関しては、すでにボワソナード民法典研究会での検討を通じて、そのほとんどが把握され、ボワソナード草案註釈の翻訳中最古の活版本に関しても、その所在等につき、ある程度の目星はついていた。本資料集成『プロジェ初版』の大久保¹¹七戸「解題」の表記に即していえば、【37】法務図書館蔵本『ボアソナード氏起稿／註釈民法草案／財産編』、【38】東京大学法学部蔵本『ボアソナード氏起稿／註釈民法草案／財産篇之部』、【39】九州大学法学部蔵本『民法草案ニ付テノ「ボアソナード」氏註釋書／財産篇之部』がそれである。⁴⁾ただ、この段階では、右三者の異同ないし新旧関係に関する調査は行われていなかった。そこで、今回の復刻に際しては、まずこの点が検討された。その調査結果を図表化したのが、後掲《表1 東京大学法学部「算作文庫」蔵本・法務図書館蔵本・九州大学法学部「明治文庫」蔵本対照表》である。

結論的にいえば、これら三者は、同一書籍といつて差し支えない。ただし、厳密にいえば、(a)東大蔵本・(b)法務図書館蔵本・(c)九大蔵本の中では、(a)東大蔵本が最も古い。というのは、(a)に存在した誤植等が、(b)・(c)では訂正されている個所が認められるからである。もともと、(b)・(c)の全ての冊が(a)の改版というわけではなく、全く同一印刷物である冊も存在する。一方、(b)法務図書館蔵本と(c)九大蔵本は同一書籍であり、ただ、その合冊の

仕方に違いがあるにすぎない。以下、その各々につき、若干の説明を行う。

(a) 東京大学法学部算作文庫蔵本

(1) 活版。一八cm。出版元・刊年の記載はない。書籍番号「算作五八四」。算作麟祥旧蔵書であり、関東大震災による東大図書館の焼失の後、大正一二（一九二三）年一月一〇日に配架されたものである。

(2) 巻数は、法学部研究室図書備え付けの「算作文庫目録」（作成年不明、手稿）によれば全九巻とされているが、そのうちの第一巻（『一』―『十』の合冊分）と第九巻（『百十三』以降の合冊分）は、現在所在不明。

九巻への合冊製本は、おそらく図書館において行われたものである。また、(c)九大蔵本が、原本各冊の表紙・遊び紙・裏表紙の全てを忠実に綴じ込んでいるのに対して、(a)東大蔵本は、表^{おもて}表紙および表表紙側の遊び紙（白紙）は残したが、裏表紙側の遊び紙および裏表紙については、製本の際に破棄したようである。なお、『三十六』に関しては、最終頁が欠損しているが、これは、遊び紙と間違えて破棄したためと推測される。(c)九大蔵本によれば、『三十六』の末尾は、表頁一行目に「……ルヘシ」の三字があるだけで、あとは白紙となっており、遊び紙と誤認しやすい。

(3) 表題は、合冊第二巻所収『ボアソナード氏起稿／註釋／民法草案／財産篇之部／十一』から、合冊第五巻所収『四十五』まで同一タイトル、それ以降は『ボアソナード氏起稿／註釋／民法草案／財産篇人權之部／四十六』（以下変化は冊数表示のみ）となる。すでに物権部は『四十三』で終了し、『四十四』『四十五』は人權部に入っているから、その途中でタイトル表示が変更されたことになる。

(4) 本文に関しては、随所に（おそらくは筆作による？）墨・朱・鉛筆での書き込みが認められる。たとえば、『十一』に関していえば、①一六〇条の条文につき、「家屋、重要ノ住房、什具ノ備ハリタル」との原文（活字）が、「什具ノ備ハリタル家屋、重要ノ住房」と鉛筆にて訂正され（十九頁）、②一六二条三項の条文につき、「獸類ノ賃借ノ期限ハ後ニ之ヲ規定スヘシ」との原文が、「第三篇」ニ之ヲ規定スヘシと墨書にて訂正され（三十五頁）、③一六四条一項の条文につき、「……收穫ノ便易ヲ与ヘサル可カラス」との原文が、便「益」と墨書にて訂正され（三十九頁）、④一六五条の注釈につき、「故ニ賃貸主ハ……」との原文が、賃「借」主と墨書にて訂正されている（四十五頁）。

これを、(b)法務図書館蔵本・(c)九大蔵本と比較してみると、①については(b)・(c)とも直されておらず、②については(b)・(c)とも同様の書き込みがあり、③については(b)・(c)とも直されておらず、④については(b)・(c)とも直されていない。筆作が、民法編纂局においてボワソナード起草の仏文草案の翻訳を担当する部課である第一課の分任員であったことを考えると、(a)東大蔵本における書き込みの持つ意味は大きい。

また、同冊末尾には、次のような「正誤」（活字、一頁）がある。

正誤

四	六行	「(一)」ハ「(二)」ノ横置
七	三行	「デシジョン、ジュユヂエール」ハ「デシジョン、ジュヂシエール」ノ誤
十二	七行	「第四十條」ハ「第百六十條」ノ誤
十六	八行	「退去」ハ「賃借解約請求」ノ誤

十七 六行 「求メタル退去」ハ「与ヘタル賃借解約請求」ノ誤

二十五 一行 「タント、レコンヂユクション」ハ「タシット、レコンヂユクション」ノ誤

三十一 五行 「アンセトギユマン」ハ「アンセーギユマン」ノ誤

こうした「正誤」は『十三』にも認められるが、いずれの修正箇所も、(b)法務図書館蔵本・(c)九大蔵本においては、全て印刷上訂正されている。

なお、上記『十一』の「正誤」の中では、「十二」頁「第四十條」から「第百六十條」への訂正が、多少気にかかる。このような誤植は、通常考えにくいからである。当該箇所に関する『プロジェ初版』の記載は、訂正後のものと同様であり(『Article 160』⁶⁾、一方、『プロジェ初版』出版の前年である明治二二(一八七九)年五月『民法草案ニ付ボアソナード氏意見説明筆記』の条文の条数が、『プロジェ初版』と全く異なっていたことを考えると、本書の翻訳の基となったのは、『プロジェ初版』よりも以前に存在する仏文草案——たとえば戦災で焼失し⁷⁾現在には図書目録および図書カードでしか知る由のない司法図書館(現法務図書館)旧蔵の草稿資料⁸⁾——であったのかもしれない。

また、(a)東大蔵本が、全冊(ただし欠本部分は不明)分冊形式をとっているのに対して、(c)九大蔵本の一部は、これを合冊した版となっている(『自十一至十四』『自十五至二十三』『自二十四至三十』『自三十一至三十五』『自三十六至四十六』。なお、『自一至三』『自四至六』『自八至十』についても、おそらく同様であろう)。

(5) 以上のような事情から、当初の計画では、最も古い活版本と思しき(a)東大蔵本を復刻の底本とすることが企図され、所在不明の巻の探索が行われた。しかし、残念なことに、結局これを発見することはできず、その結果、

復刻の底本は(b)法務図書館蔵本・(c)九大蔵本のいずれかに求めざるを得なくなった。

(b) 法務図書館蔵本

(1) 活版。一八c m。出版元・刊年の記載はない。書籍番号は、『法務図書館所蔵貴重書目録(和書)』によれば「XB300 B1-3」であるが、⁶⁾実際には、それが「XB300 B1-3a」——「XB300 B1-3e」の全五巻に分かれている。既に触れたように、本文は、——筆者が見た限りでは——、(c)九大蔵本と同一の印刷物である。ただ、(b)法務図書館蔵本は、各分冊の表紙・遊び紙・裏表紙をことごとく破棄してしまっており、この点が、本資料の最大の瑕疵となっている(以下では、便宜上、(b)法務図書館蔵本に關しても、(c)九大蔵本の表紙に基づき『自一至三』——『百三十五』の冊数表示を用いることにする)。

もつとも、(b)法務図書館蔵本の製本の仕方は、あながち不合理なわけではない。たとえば、『自三十六至四十六』の冊は、書籍の途中で物権部から人権部へと移っているのであるが『四十三』までが物権部、『四十四』以降が人権部)、(c)九大蔵本は、これをそのまま綴じているため、使い勝手として決して良いものではない。これに対して、(b)法務図書館蔵本は、この冊を大胆に分割して製本している(前者は第二巻、後者は第三巻に収める)。書誌学的な考察との関係では、(c)九大蔵本のほうが資料価値が高いが、法律書としての読みやすさの点では、(b)法務図書館蔵本のほうが優れているともいえる(なお、この点は、製本が、いつ、誰の手によって行われたかという点とも関係している。後述)。

(2) 一方、『法務図書館所蔵貴重書目録(和書)』は、同書を「明〔治〕一三年初めにできたボワソナードの草

案。民法第二編中第一部（物権）三二三条、第二部人権（債権）二八七条計六〇〇条のコンメンタールでボワソナードの民法草案のコンメンタールとしては一番古いもの^⑩としている。しかし、厳密に言えば、(b)法務図書館蔵本（Ⅱ(c)九大蔵本）よりも、(a)東大蔵本のほうが古い版であることは、先に触れた。

(3) なお、本書に刊年表示がないにもかかわらず、右目録が、これを明治一三年はじめてするのは、おそらく蔵書印を根拠とするものであろう。すなわち、①その第一巻「XB300 B1-3a」(『一』—『十』)には、本文冒頭頁に「照査／課印」の角印およびその上に「司法省第／七局通学生徒／係書籍之印」の長角印がある（他の個所に押印はない）。②第二巻「XB300 B1-3b」(『十一』—『四十二』)に関しては、冒頭に「司法省第／七局通学生徒／係書籍之印」の長角印があるのみで、他に押印はない。③第三巻「XB300 B1-3c」(『四十四』—『七十七』)については、冒頭頁に「司法省第／七局通学生徒／係書籍之印」の長角印が認められるほか、『四十七』部分以降、各分冊冒頭頁に「司法省／生徒課／通学係」の角印が押されている。④第四巻「XB300 B1-3d」(『七十八』—『九十九』)についても、冒頭に「司法省第／七局通学生徒／係書籍之印」の長角印、各分冊冒頭に「司法省／生徒課／通学係」の角印がある。⑤第五巻「XB300 B1-3e」(『百』—『百三十五』)に関しては、冒頭に「司法省第／七局通学生徒／係書籍之印」、「百」—「百九」冒頭頁に「司法省／生徒課／通学係」、「百十」以降は「司法省第／七局通学生徒／係書籍之印」が押印されている。

これらの印にある部課のうち、司法省「照査課」は、明治一〇年一月一二日司法省達「司法省局課分掌」によって設置された組織である。この達は、局に属さない司法卿直属の課として、学校課と照査課の二課を新設した。^⑪このうちの学校課は、従前の法学課を引き継いで、司法省法学校正則科を所管する。一方、照査課は「代言人ノ

願書ヲ照閲シ出身生ノ批点ヲ検査ス」ることを任務としたが、同年七月に新設された、正則科とは別個の、二年の司法官短期養成コースに關しても、これを所管することとなる。これが、ボワソナードが講義を担当することになる司法省法学校速成科である。¹⁴⁾その後、明治一三年四月二二日司法省達により、学校課は生徒課に改称され、同年五月二五日司法省達によつて照査課が廃止されると、生徒課が照査課の事務を吸収した。その結果、司法省法学校正則・速成の兩科は、ともに生徒課の所管となつたが、兩科の事務の混乱を避けるため、同年六月一日「司法省生徒課伺」および六月五日「司法省生徒課ヨリ各局課へ通知」により、生徒課内に寄宿生徒係（寄宿係）・通学生徒係（通学係）の二係が設置され、速成科の事務は、通学生徒係（通学係）が担当することとなつた。¹⁵⁾さらに、翌明治一四年一月二八日司法省達により、生徒課に代わつて第七局が設置され「法学校ニ關スル一切ノ事務ヲ整理シ且ツ生徒ヲ監督スルヲ掌ル」こととなる。¹⁶⁾そして、その後、明治一七年七月一六日司法省達により、第七局は廃止され、法学校の事務は書記局学務課の担当となつた。¹⁷⁾

以上のような司法省の機構改革の歴史と、上記書籍印とを照合してみると、まず、「照査課」の印のある『自一至三』部分に關しては、その刊年は、ボワソナードが草案起草に着手した明治一二年以降―照査課の廃止された明治一三年五月二五日以前、すなわち民法編纂局の開局（同年六月一日）より以前ということになる。¹⁸⁾また、『四十七』―『百九』部分には「生徒課通学係」の印があることから、これらの冊の刊年は、明治一三年六月一日ないし五日以降―明治一四年一月二八日以前ということになり、「第七局」の印のある『百十』―『百三十五』の刊年は、明治一四年一月二八日以降―明治一七年七月一六日以前ということになる。

やぶら『XB300 B1-3a』―『XB300 B1-3c』の五巻への合本時期に關しても、合本後に各々の巻に対して「第

七局」印が押印されたと解されることから、これまた明治一四年一月二八日以降―明治一七年七月一六日以前ということになってこよう。

(4) なお、第三卷「XB300 B1-3c」の表紙裏には、「第一号」の書き込みが認められる。一方、(c)九大蔵本の各冊の表紙には「第十七号」の書き込みが認められる。これらは、あるいは通して打たれた書籍番号かもしれず、もしそうであるとすれば、復刻の底本としては、(c)九大蔵本よりも数字の若い(b)法務図書館蔵本を使用するということも考えられるのであるが、しかし、この番号の意味に関しては、現時点での調査の限りでは、これを明らかにする資料(史料)を見出すことができなかった。

(5) また、(b)法務図書館蔵本に関しては、保存の必要上、現在、マイクロフィルムを通じて利用しか認められていないのであるが、しかしながら、マイクロフィルムでは、印影や書き込みの色を知ることができないのみならず、本資料に関してはマイクロフィルムの撮影状態が良好とはいえず、したがって、これを復刻版の版下に使用することは非常に困難であった。

(c) 九州大学法学部明治文庫蔵本

(1) 活版。一八cm。出版元・刊年の記載はない。書籍番号「Z1 00B-6」。九州大学法学部図書掛『明治文庫』目録(作成年不明(戦後)、謄写版)二六頁には、「編著者、訳者」欄に「ボアソナード」、「書名」欄に「民法草案(註釋)―1―3、5 4742」、「冊」数に「4」冊とあるが、第四卷、第六卷―第七卷も揃った欠本なしの全七卷である。

先に述べたように、(a)東大蔵本は、『十』以前および『百十三』以降の冊が欠本であり、他方、(b)法務図書館蔵本は、表紙をことごとく欠いているため、原本表紙記載の冊数表示が不明であった。これらに対して、(c)九大蔵本には欠損がなく、かつ原本の表紙・遊び紙・裏表紙の全てを忠実に綴じ込んでいるので、最終冊の冊数表示が『百三十五』であることがはじめて分かる。これを七巻に合冊製本したのは、おそらくは図書館であろう。

もともと、最終冊の冊数表示が『百三十五』であることは、本資料が一二五冊の書籍からなることを意味しない。まず第一に、既に触れたように、(c)九大蔵本のうち、物権部（および人権部冒頭）部分は、(a)東大蔵本を改版のうえ合冊した出版物である（『自十一至十四』『自十五至二十三』『自二十四至三十』『自三十一至三十五』『自三十六至四十六』。なお、(c)九大蔵本『自一至三』『自四至六』『自八至十』については、これに対応する(a)東大蔵本が欠本であるが、右部分に関してもおそらく同様であろう）。しかしながら、これら合冊本(c)九大蔵本の頁数表示は通頁に直されず、分冊本(a)東大蔵本と同じ頁打ちを維持している。合冊本それぞれ自体を一冊と数えることももちろん可能ではあるが、しかし、その場合には、(c)九大蔵本と同一の印刷物ながら表紙を欠く(b)法務図書館蔵本につき、冊数をどのように勘定するかが問題となつてこよう。また、第二に、(a)東大蔵本・(c)九大蔵本の『五十七』は、本文が六頁でいったん終了し、その後頁数が新たに一頁から起こされている。その結果、表紙がことごとく破棄されている(b)法務図書館蔵本につき、頁数を頼りに冊数をカウントしていくと、全一三六冊ということになる（なお、本冊に関しては、(a)東大蔵本・(b)法務図書館蔵本・(c)九大蔵本の三者は同一印刷物である）。以上の点を確認したうえで、以下では、本資料の冊数につき、これを一二五冊とする有地亨「旧民法の編纂過程にあらわれた諸草案」の記述¹⁸⁾に従うことにする。

(2) 一方、本書の表題に関して、有地論文は、『民法草案二付テノ「ボアソナード」氏註釋書財産篇之部自一至三』と紹介している。¹⁹⁾ もっとも、この表題名の印刷は『自八至十』までであり、その後、『自十一至十四』以降——『自三十六至四十六』までの表題名は『ボアソナード氏起稿／註釋／民法草案／財産篇之部』、また、『四十七』以降の表題名は『ボアソナード氏起稿／註釋／民法草案／財産篇人権之部』である。なお、(a)東大蔵本においては、『四十六』以降の冊から、右表題変更が行われている。

(3) 次に、本資料の旧蔵関係について触れるならば、冒頭の冊である『自一至三』の表紙には、『第一ヨリ第三百三十五マデ明治十六／年七月卒業ノ際會テ貸与／サレタ儘下賜ヲ受ク／小幡虎三郎』の朱書があり、また、各冊冒頭には①「照査／課印」、②「司法省／生徒課」、③「司法省／生徒課／通学係」、④「司法省第七／局通学／生徒係印」、⑤「司法省第七／局通学生徒／係書籍之印」の印があり、かつそれらの上に「消印」が押されている（なお、『八十六』『百六』には蔵書印がなく、また『五十七』『六十四』『六十九』『七十三』『七十五』『九十三』『九十九』『百一』『百十九』には「消印」がないが、いずれも押し忘れであろう）。一方、小幡虎三郎は、司法省法学校速成科第二期生——明治十三年二月二十六日出仕生徒一四一名が発令され、同年三月一日より授業開始、明治十六年七月五日卒業証書授与²⁰⁾である。つまり、本資料もまた、(b)法務図書館蔵本と同様、司法省とくに法学校関係部局の図書であり、そしてそれらは法学校生徒に貸与されることがあり、かつ、卒業に際して下付されることがあった。その中の一つであった本資料は、その後、東京の古書肆を経て『百三十五』末尾の遊び紙裏頁に「落丁請合／古書籍所／巖松堂書店／東京神田」のラベルがある）、大正一三年に九州帝国大学に新設された法学部により、図書充実を図るため購入されたものらしい（各冊冒頭には、「九州帝／国大学／図

書印」の朱角印とともに、「九州帝国大学／図書館／2456／大正一五・二一・一五」の長円印（青）が押されている。²³⁾なお、本資料各冊の表紙には、「第十七号」（「第拾七号」「十七号」「拾七号」）の朱書がある（ただし『七十』のみ「十八号」）。先に述べたように、これは、(b)法務図書館蔵本を「第一号」とする書籍番号の可能性はあるが、しかし、現時点での調査では、結局はつきりしない。

(4) (c)九大蔵本に認められる上記①―⑤の五種の蔵書印のうち（なお、(b)法務図書館蔵本には、②「司法省／生徒課」印が認められない）、①「照査／課印」は『自一至三』の一冊のみに、②「司法省／生徒課」印は『自四至六』『七』『自八至十』の三冊に、③「司法省／生徒課／通学係」印は『自十一至十四』『百九』に、④「司法省第七局通学／生徒係印」は『百十』―『百十三』に、⑤「司法省第七局通学生徒／係書籍之印」は『百十四』―『百三十五』に、各々押されている。こうした情報から、本資料の刊年については、(b)法務図書館蔵本以上の絞り込みが可能になる。すなわち、①『自一至三』の冊は、明治一二年のボウソナードの仏文草案起草着手以降―明治一三年五月二五日以前の刊行、②『自四至六』『七』『自八至十』の三冊は、――寄宿・通学の二係の設置以降、法学校関係図書に「司法省／生徒課」印を押さなくなったとすれば――、明治一三年五月二五日以降―六月一日ないし五日以前の刊行ということになる。一方、③の印が「第七局」の印に変わるの、(b)法務図書館蔵本と同様、『百十』以降であるから（ちなみに、『百十三』と『百十四』の間を境に④と⑤の印が変わるのも同様である）、③『自十一至十四』―『百九』の刊行は、明治一三年六月一日ないし五日以降―翌明治一四年一月二八日以前ということになる。²⁴⁾他方、④・⑤の印にある「第七局」の廃止されたのは明治一七年七月一六日であったが、しかし、上述のように、小幡虎三郎は、その前年の明治一六年七月の司法省法学校速成科第

二期卒業に際して全一三五冊の下付を受けているから、結局、『百十』—『百三十五』の刊年は、明治一四年一月二八日以降—明治一六年七月以前ということになる。

(5) さらに、本文に關していえば、(c)九大蔵本にも、(a)東大蔵本や(b)法務図書館蔵本と同様(ないしそれ以上)の、多数の書き込みがある。それらは墨書の場合と朱書の場合があり、しかも、いったん訂正した後、さらにこれを再訂正している個所も少なくない。書き込みの内容は、そのほとんどが印刷内容の訂正であるが、訂正箇所は、注釈部分よりも、条文部分のほうが圧倒的に多い。とくに、物権部「第五章 土地ノ權利(『地役』)」「第一節 法律ニ因リテ設定セラレタル土地ノ義務」「第五款 彼我共同界(『互有』)」の款以降(草案二七〇条以下。『自三十一至三十五』中「三十三」冒頭以降)については、全ての条文につき訂正が加えられている。さらに、その中には、訂正条文を付箋の形で貼り込んだ個所も存在する。

こうした書き込み(訂正)は、本資料の旧蔵者・小幡虎三郎によるものと考えられるが、彼が司法省法学校速成科第二期生であつたこととの關係で、以下の点に留意したい。周知のように、速成科第二期生に対して、ボワソナードは、明治一三年三月三十一日より同年五月一二日まで、計一三回の「法律大意講義」を行い、さらに、これに接続する形で、同年五月一四日から明治一六年四月六日まで、計一八一回の「民法草案財産篇講義」を行っている。問題は、右「民法草案財産篇講義」と、今回復刻の対象としている『註釈民法草案』の關係であつて、第一に、『註釈民法草案』は、「民法草案財産篇講義」の際に、生徒の参考書として使用されていたふしがある。その一方で、第二に、本資料二七〇条以降の条文全てに書き込まれた訂正は、活版本『民法草案財産篇講義』掲載の条文に、ほぼ一致している。これらの点は、目下問題としている書誌的考察の範囲を越えているので、後に

改めて触れることにする(四)。

(6) 書き込みとの関係では、さらに、(c)九大蔵本においては、全七巻への合冊製本の際、天地の裁断が行われた結果、欄外余白への書き込みが一部欠損している個所があることを指摘しておかなければならない。たとえば、①『自十五至二十三』『二十』五頁(二〇六条の条文修正「……獲得スヘ□」の下部欠損部分□は「シ」。本復刻版『第一巻』編注(115)参照)、②『自二十四至三十』『二十八』一頁(□但シ……)の上部欠損部分□は「○」の記号。本復刻版『第二巻』編注(12)参照)、③『四十七』九頁(二三九条に関する「□印以下別項」の上部欠損部分□は、本文中に書き込んだカギ括弧()の記号。本復刻版『第二巻』編注(91)参照)、④『九十』一頁(第四百三十九条一項の修正条文につき、各行頭の一字分が欠損。この部分に関しては、上記『民法草案財産篇講義』記載の条文を使って類推が可能である。本復刻版『第三巻』編注(76)参照)等がそれであるが、全て直接の読み取りないし類推が可能である。なお、同様の製本の際の裁断による天地の欠損は、(a)東大蔵本にも存在する。

また、(c)九大蔵本には、乱丁が一個所存在する。『九十九』十一―十四頁部分が、『九十五』末尾に綴じられている個所が、それである(復刻版『第三巻』編注(94)・編注(114)参照)。しかしながら、既に述べたように、(a)東大蔵本や(b)法務図書館蔵本に認められたような落丁・欠損ないし破棄は、(c)九大蔵本には存在していない。また、紙質の劣化もさほど進んでいない。本書のような稀覯本が、これほどまで完璧な状態で保存されていたことに、驚きを禁じ得ない。

(7) 以上のような比較対照の結果、本復刻版の底本としては、(c)九大「明治文庫」蔵本を選択することとした。

調査及び復刻申請に対して快く許可をお与えくださった九州大学法学部に深甚の謝意を表したい。また、植田信広教授（大学院法学研究科研究室主任）・児玉寛教授には、お忙しい中、書庫を案内してくださり、また復刻申請の手続についてもご指導いただいた。西村重雄教授からは、九大蔵本の由来・所蔵内容の特徴等につきご教示を賜った。永井謙図書掛長をはじめ、法学部図書室の皆さんには、調査のための机をご提供いただいたばかりか、「明治文庫」目録の余部をも頂戴した。九州大学法学部スタッフの暖かいご協力なしには、今回の復刻は成らなかった。心より感謝の意を申し述べたい。さらに、仲介の労をお取りくださった横山美夏大阪市立大学助教教授にも、深くお礼申し上げたい。

三 本復刻の体裁

上記一で述べたような本資料集成の編集方針、および、上記二で述べたような復刻底本の特徴を考慮して、本復刻では、体裁その他につき、以下のような工夫を加えた。

(a) 書名

(1) 既に述べたように、本書各冊の表紙に印刷されている表題には、三種類のものがあり、また、東大「箕作文庫」目録・『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』・九大「明治文庫」目録における書名表記も、まちまちである。

本復刻版においては、本書が後続の『再関民法草案註釋』『再関修正民法草案註釋』のいわば「初版」であることから、これらとの連続性を考えて、『註釈民法草案』の書名を用いることとした。

(2) また、その際には、原本「註釋」の漢字を「註釈」と表記した。『再関修正民法草案註釋』につき、多くの学説が、引用の際、これを「註釈」の漢字に改めているからである。一方、原本には「財産篇之部」または「財産篇人權之部」との表記があるが、本復刻においては、これを「財産編」と表記した。これまた『再関修正民法草案註釋』に関して多くの学説が用いている表記に合わせたものである。

(b) 判型

ボワソナード民法典関係資料には、印刷物のみを取り上げても、菊判、四六判から美濃判まで、種々の判型のものが存在する。本資料集成においては、菊判の判型に統一した。原典にあくまでも忠実であろうとするならば、判型に関しても原典の寸法を変えないのが望ましいが、しかしながら、少なくとも本資料集成の利用者は、原典の完全なレプリカを求めているのではなく、むしろその中身の側に関心があると考えられる。

そこで、本復刻も、右方針に従うこととしたが、その場合にもなお、原本の頁をそのままに周囲を余白にして大きさを確保する方法もないわけではなかった。しかし、この方法をとった場合、続刊『再関民法草案註釈』をはじめとする巻数の多い書籍に関しては、書架の占有スペースが膨大になり、かつ復刻版の価格も高額化する。そこで、こうした書籍に関しては、本を横置きにし、原本二頁を縮小して復刻版一頁に収めることとした。

なお、本復刻における原本の縮小率は、七八%である。また、引用の際には、『註釈民法草案』自一至三『(二)

一頁（雄松堂復刻版『第一卷』47頁）といった形で、該当頁を特定していただくことになる。

(c) 目次

後掲《表1》からも知られるように、本資料は、目次を持たない。さらに、後続の『再閱民法草案註釈』『再閱修正民法草案註釈』が、各巻の表紙に、収録されている草案註釈の編・部・章・節・款を表記しているのに対して（もつとも、頁数表記までは行われていないが）、本資料においては、それすらもない。そこで、本復刻では、次の二種の目次を用意した。

(1) その一は、草案の実質的内容——特定の法律制度・条文を参照する便宜のためのもので、草案の編・部・節・款および条文・註釈の掲載頁のみを示したものである。本復刻では、これをいわゆる「内容総目次」として、復刻版『第一卷』（本巻）に収録した。²⁹⁾ 各巻ごとにその内容を分割する方法もなかったが、この「目次」は、同時に、本草案の編別および条文配置を概観するものに他ならないことから、これを一括掲記するのが望ましいと考えたからである。

(2) その二は、書誌学的考察のためのものである。上記二で述べたように、本復刻の底本として選択した九大蔵本は、本文はもとより、表紙・遊び紙・裏表紙に至るまで全く欠損がないという点で、東大蔵本・法務図書館蔵本に優っている。この特徴を生かすため、本復刻では、これらの部分についても作爲的な取捨選択を行わず、原本の状態のまま全て収録することとした。右方針の結果、各冊の表紙・遊び紙・本文・裏表紙についても、復刻版における掲載頁を挙示する必要が生じたが、これを上記草案の実質的内容（編別・条文配置）に関する目次の

中に組み込むと、前述した一覽性の意図が失われる。そこで、こうした書誌的事項に関する頁数については、後掲《表1》の右端の欄に挙示することとした。こうして東大蔵本・法務図書館蔵本・九大蔵本・本復刻版の書誌事項を並列しておくことにより、たとえば類書が新たに発見された場合（九大蔵本にある「第一七号」の書き込みが書籍番号であるとすれば、同一資料は、少なくとも一六部は存在したはずである。筆者は、この番号を手掛かりに、この書籍が誰に貸与・下付されたかを探ろうと試みたが、上述したように、この点に関する資料（史料）を見出せなかった）、その比較対照が容易になるであろう。

(d) 編注

上記のような九大蔵本の特徴に鑑み、本復刻においては、底本の内容収録につき取捨選択を行わなかった。すなわち、

(1) 表表紙・表表紙側の遊び紙・本文末尾の白紙頁・裏表紙側の遊び紙・裏表紙は、これを全て収録した。その結果、本復刻版においては、全く何も記載されていない頁が存在することとなったが、これに関しては、当該頁が原本における白紙頁である旨を、本文中に記載することとした。たとえば「(表紙ウラ)」「(遊び紙)」「(裏表紙)」等。

(2) 蔵書印その他の印についても、これを残した。従来の研究が、蔵書印等を足掛かりに資料の特定を行っている以上、それを消去することはできなかったからである。ただし、九大の蔵書印に関しては、それが現在の所蔵関係を示すことが明らかであるので、これを消去した。なお、印章の色については、「編注」を設け、そこで説

明を行うこととした。また、印が押されたため読みにくくなった本文の記載についても、同様に「編注」で説明を加えることとした。

(3) 乱丁の個所（一個所）については、これを正位置に移動し、かつ、その旨を「編注」で掲記した（復刻版『第三卷』編注（94）・編注（11）参照）。

(4) 書き込みに関しても、これを全て収録した。本資料の旧蔵者が司法省法学校速成科第二期生であり、本資料を参照しつつボワソナード「民法草案財産篇講義」を受講したと推測される以上、書き込みそれ自体の有する資料価値も高いと考えたからである。書き込みの色・読みにくい部分等に関しては、適宜「編注」にて説明を行った。

(5) 付箋に関しても、全て収録した。底本に存在する付箋には、(i)印刷物を貼り込んだもの（二個所²⁸）、(ii)訂正に関する手稿を貼り込んだもの（五個所²⁹）、(iii)内容に関する覚書（手稿）が単に挟まれているだけのもの（一個所³⁰）がある。(i)・(ii)に関しては、貼り込みによって元の印刷が隠れてしまったため、付箋部分と貼り込み前の頁を、復刻版本文中で、見開き上下に並べることにした。(iii)に関しては、「編注」の部分に本文と同様の復刻をした。一方、『百三十五』末尾に存在する古書肆のラベルについては、これを消去した。

なお、「編注」を付した部分に関しては、当該個所の本文上部の欄外余白に、その旨を掲記してある（「注（一）」「注（二）」……。番号は、復刻版各巻単位での通し番号とした）。

四 若干の内容分析

最後に、本書に掲げられている条文および注釈の内容面に関しても、若干の考察を加えておこう。ここでは、とくに次の三点を取り上げたい。すなわち、(a) 第一に、本書は、『プロジェクト版』活版本の翻訳というよりは、それ以前の、手稿段階でのボワソナード草案の翻訳と考えられる。(b) 第二に、本書は、ボワソナードの司法省法学校「民法草案財産篇講義」の際に、参考書として用いられた可能性が高い。(c) 第三に、本復刻版の底本（九大蔵本）に認められる書き込みは、右「民法草案財産篇講義」段階での修正に対応してなされたものである。以下、これらの点につき、順次説明を行う。

(a) 『註釈民法草案』と『プロジェクト版』の関係

(1) 『註釈民法草案』の内容は、『プロジェクト版』のそれに概ね一致している。二九条・三〇条、四五条、一一八条・一一九条・一二〇条、一八七条・一八八条・一九〇条が欠条となっている点も同様である。ただ、第一に、『プロジェクト版』においては、注に「(a)」「(b)」「(c)」……のアルファベット番号が付されて、脚注形式で記載されているのに対して、『註釈民法草案』においては、アルファベット番号は外され、単に本文中にインデント（行頭下げ）して挿入されるか（『自一至三』「一」三頁（Project, 1^{re} éd. t. 1, p. 2, note (a)）に対応、十一十一頁（Project, 1^{re} éd. t. 1, p. 5, note (b)）に対応）等）、括弧書きで挿入されるか（『自一至三』「二」十二頁（Project,

1^{re} éd. t. 1, p. 39, note (a)に対応)等)、あるいは、条文欄外に枠囲みで記載されている(『十一至十四』『十一』八—九頁の上部欄外記載 (Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 52, note (a)に対応)等)。

第二に、フランス語の訳文が固まっていない単語等に関しては、括弧内に原語がカタカナ書きされ、訳者による辞書的説明が挿入されている。たとえば、『プロジェ初版』《Des artistes, (dessinateurs, peintres, graveurs, sculpteurs, architectes)》(Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 9)部分に対応する『註釈民法草案』の記載は、「技術家ノ(デシナツウル)墨画ヲ為ス人ヲ云フ(パントル)彩画ヲ為ス人ヲ云フ(スキュルフツール)彫刻師ヲ云フ(アルシテク)工術ヲ知ル人」(『自一至三』『一』二十頁)というように。

また、両者の相違の中には、『プロジェ初版』の側が誤植で、『註釈民法草案』が正しく印刷されている場合もある。たとえば、一五一条二項の条文につき、『プロジェ初版』に《article 97》とあるのは (Projet, 1^{re} éd. t. 2, p. 42)、『註釈民法草案』の印刷にあるように『自八至十』『十』十九頁、「第九十六条」が正しい。

もともと、以上の点は、両資料のあくまでも印刷ないし体裁上の相違であって、両者の新旧問題とは関係がない。

(2) これに対して、相違箇所の中には、実質的に見て、『註釈民法草案』の内容が、『プロジェ初版』において修正・変更されたと解されるものもある。たとえば、『プロジェ初版』第一卷 (tome I) に対応する『註釈民法草案』「自一至三」「自四至六」「七」の冊を取り上げても、

① 七五条の注釈につき、『註釈民法草案』の印刷には「……第五十七条(入額所得権ノ第十二条)ニ於テ之ヲ見タリ」とある(『自四至六』『六』二十六頁)。この部分は、『プロジェ初版』においては、単に《Déjà aussi l'article 57

nous a dit que …」とだけあり、「入額所得権ノ第十二条」なる記述は認められない (Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 126)。

② 『自四至六』『六』五十三頁、八五条の条文および注釈につき、『註釈民法草案』の印刷には「第五十九条」(条文部分)・「一条」(注釈部分)とあり、それが墨書にて「百四条」「四十六条」に修正されている。これに対して、『プロジェ初版』においては、注釈部分の変更は《ADDITIONS ET CORRECTIONS》で訂正されている(もともと、条文部分に関しては改められていない。Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 138)。

③ 八七条の注釈につき、『註釈民法草案』には「第四十四条(百〇三) ヲ一読スレハ」とあるのに対して、『自四至六』『六』五十九頁。なお「百〇三」の印刷は墨書にて「八十九条」に訂正されている)、『プロジェ初版』には《en lisant l'article 103 ci-après》とあるのみである (Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 140)。

④ 九三条一項の条文につき、『註釈民法草案』の印刷には「第三条」とあるのに対して、『七』十二頁。なお、右印刷は墨書にて第「四十八」条に修正されている)、『プロジェ初版』の当該箇所は《l'article 48》である (Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 151)。

⑤ 九五条の注釈につき、『註釈民法草案』には「第四十五条、第四十六条及ヒ第四十八条」「第五十二条」とあるのに対して、『七』二十四頁)、『プロジェ初版』には《articles 90, 91 et 93》《l'article 97》とある (Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 155)。

⑥ 九六条の注釈につき、『註釈民法草案』の印刷には「第二十五条」とあるのに対して、『七』二十六頁)、『プロジェ初版』には《l'article 70》とある (Projet, 1^{re} éd. t. 1, p. 156)。

⑦ 一〇六条の注釈につき、『註釈民法草案』には「本条ハ同章ノ第七条ト反対トス」とあるのに対して、『七』

六十二頁)、『プロジェ初版』には《Cet article est la contre-partie de l'article 52 du même chapitre》とある (Projet, 1^{re} éd, t. 1, p. 171)。

⑧ 一〇八条の条文につき、『註釈民法草案』の印刷には「第四十六条及四十七条」とあり、それが墨書にて「九十一条及九十二条」に訂正されているのに対して『七』六十六頁、『プロジェ初版』においては《articles 91 et 92》と印刷されている (Projet, 1^{re} éd, t. 1, p. 172)。

『プロジェ初版』の「第一卷(tome 2)」に対応する『註釈民法草案』「自八至十」以降の冊に入っても、この傾向は変わらない。すなわち、

⑨ 一二八条の条文末尾に、『註釈民法草案』には「(第三項家畜貸ノ借賃ハ後条ニ譲ル)」との記載があるのに対して『自八至十』「八」四十頁、『プロジェ初版』には、そのような記載がない (Projet, 1^{re} éd, t. 2, p. 16)。

⑩ 一四一条二項の条文につき、『註釈民法草案』の印刷には「第十二条」とあり、それが墨書にて「第五百十六條」に改められているのに対して『自八至十』「八」二十六頁、『プロジェ初版』の印刷は《l'article 156》である (Projet, 1^{re} éd, t. 2, p. 32)。

⑪ 一四二条の条文につき、『註釈民法草案』には同条四項末尾に「(附加)」の印刷があり、これが墨消されているのに対して、『プロジェ初版』には、そのような印刷は認められない。

⑫ 一六二条三項の条文につき、『註釈民法草案』は「獣類ノ賃借ノ期限ハ後ニ之ヲ規定スヘシ」と印刷され、「後」の部分が「第三篇」に訂正されているのに対して『自十一至十四』「十一」三十五頁、『プロジェ初版』の印刷は《au Livre III》となっている (Projet, 1^{re} éd, t. 2, p. 63)。

これ以上の列挙は、もはや必要ないであろう。すなわち、『註釈民法草案』は、『プロジェ初版』活版本より以前に存在する、条数の異なる未知のボアソナード草案の翻訳であって、『プロジェ初版』活版本より時代的に先行する資料である。また、その基となった未知の仏文草案は、すでに東大蔵本の「正誤」との関係で触れたように(二)(a)(4)参照)、明治一二年の『民法草案ニ付ボアソナード氏意見書説明筆記』の仏語原本、ないし、戦災で焼失した旧司法図書館所蔵の手稿本(Manuscript)であった可能性が高い。なお、右『説明筆記』と『註釈民法草案』掲記の条文を対比してみると、所有権の章以降の条文につき、訳文がほぼ一致していることが知られる。また、条数に関しても、上記②における一条↓四六条の変化、④における三条↓四八条の変化は、『説明筆記』↓『プロジェ初版』の条数の変化に一致している(本資料集成『プロジェ初版』の大久保Ⅱ七戸「解題」《表2『民法草案ニ付ボアソナード氏意見書説明筆記』並びに『プロジェ初版』条文対照表》参照)。一方、①における一二条↓五七条の条数の変化、および、⑦における七条↓五二条の変化は、『説明筆記』↓『プロジェ初版』の条数においては、五条のずれとなって現れているが(①『説明筆記』七条↓『プロジェ初版』五七条、⑦『説明筆記』二条↓『プロジェ初版』五二条)、これは『説明筆記』「第六綴」における五カ条の起草の後、「第七綴」で改めて一条から条数を起こしたと関係しているように見える。

(b) 『註釈民法草案』と『民法草案財産篇講義』の関係

(1) これに対して、『民法草案財産篇講義』と『プロジェ初版』の新旧関係は、かなり微妙である。『註釈民法草案』と『プロジェ初版』の間の上記①―⑫の相違個所のうち、『民法草案財産篇講義』とも対比可能な条文部

分の相違(②・④・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫)を取り上げてみると、少なくとも慶大蔵本(法3407-1)『ボワソナー
ド氏起稿／民法草案財産篇講義／壹／物権之部／司法省』の印刷についていえば、②に関しては条文・注釈部分
とも修正がなされており(第三五回・明治一三年一月二四日講義。三百六十一頁・三百六十二頁)、④に関し
ては『プロジェ初版』に一致(第三八回・明治一三年一月三日講義。三百九十三頁)、⑧に関しては『註釈民
法草案』に一致(第四二回・明治一三年二月一七日講義。四百四十九頁)、⑨に関しては『プロジェ初版』に
一致(第四七回・明治一四年一月二六日講義。五百八頁)、⑩に関しては『プロジェ初版』に一致(第四九回・
明治一四年二月二日講義。五百四十五頁)、⑪に関しては『プロジェ初版』に一致(同上。五百四十七頁)、⑫
に関しては『プロジェ初版』に一致する(第五三回・明治一四年三月二三日講義。六百五頁)。さらに、九九条
一項の条文につき、『註釈民法草案』には「入額所得権ハ第四十四条(所得権ノ章第十四条)ニ循ヒ……」とあ
り(『七』三十六頁)、『プロジェ初版』にも《conformément à l'article 44 (14 du chapitre de la propriété)》とあ
るのに対して(なお、ここでの一四条→四四条の条数の変化は、『説明筆記』→『プロジェ初版』のそれに一致す
る)、『民法草案財産篇講義』の記載は「入額所得権ハ第四十四条ニ循ヒ……」となっている(第四〇回・明治
一三年二月一〇日講義。『壹・物権之部』四百十五頁)。

ただ、右の比較を見る限り、『註釈民法草案』と『民法草案財産篇講義』とでは、『註釈民法草案』のほうが
時代的に古いといえることができるだろう。¹⁾

(2) この点との関係で問題となるのが、『民法草案財産篇講義』においてしばしば参照が促されている「註釋書」
「註釋」ないし「注解」なる書籍が何であったか、という点である。この点に関しては、すでに大久保¹⁾七戸・

前掲注(1)・xxx頁にて、『民法草案財産篇講義(壹・物權之部)』冒頭の四個所を指摘済みであるので、これに接続する形で「註釋書」等の現れる個所を列挙すれば、

- ① 代替物・不代替物の区別に関する一八条の講義(第一一回・明治一三年六月二五日)には「本条ニ用フル所ノ所ノ替ヘ得ル(註釋書ニハ度量ス可キトアリ)ト云ヘル語ハ……」とあり(百十八頁)、
- ② 同じく一八条の講義には「註釋書ニハ其他ノ例ヲ揭示セリ」とあり(百十九頁)、
- ③ 共有に関する三九条の講義(第一九回・明治一三年九月二四日)には「民法草案第十四条ノ註釋ヲ參觀シテ此説明ヲ補ス可シ」とあり(百九十一頁)、
- ④ 所有權の喪失原因に関する四四条の講義(第二二回・明治一三年一〇月六日)には「草案註釋書ニハ此二形容語ノ義解ヲ遺漏ス」とあり(二百八頁)、
- ⑤ 入額所得權(用益權)に関する七〇条一項の講義(第三〇回・明治一三年一月五日)には「占有ノ訴權及ヒ請願ノ訴權ハ最モ難雜ナルカ故ニ註釋書ニ表ヲ掲載セリ」とあり(三百二頁)、
- ⑥ 同じく七〇条二項の講義(第三一回・明治一三年一月一〇日)には「草案ノ注解ニモ詳カニ此二種ノ説明ヲ載セリ」とあり(三百五頁)、
- ⑦ 七四条の講義(第三三回・明治一三年一月一七日)には「註釋書ノ終リヲ参照スヘシ」とあり(三百三十頁)、
- ⑧ 賃借權に関する一二七条の講義(第四七回・明治一四年一月二六日)には「此事ハ註釋ニ詳記スル所ナリ」とあり(五百五頁)、

- ⑨ 地上権に関する一八一条の講義（第五六回・明治一四年四月一日）には「但シ其規則ハ註釋書ニ記スル如ク第二篇ノ第二部ニ於テ之ヲ説明ス可シ」とあり（六百五十一頁）、
- ⑩ 占有に関する一九六条の講義（第六一回・明治一四年四月二〇日）には「草案第百九十六条註釋ニ此二語ヲ載スレトモ」とあり（七百二十一頁）、
- ⑪ 二〇四条の講義（第六三回・明治一四年四月二七日）には「故ニ草案註釋ニモ之ヲ詳述セリ」とあり（七百五十四頁）、
- ⑫ 二〇五条の講義（第六四回・明治一四年四月二九日）には「茲ニ一ノ注目ス可キ事（註釋書ニ記載セサルモノ）アリ」とあり（七百五十八頁）、
- ⑬ 二一六条の講義（第六七回・明治一四年五月一日）には「瑕瑾ニ『ルラチーフ』及ヒ『アブソリュ』ナルモノアルコトハ前第百九十六条註釋ニ詳カナリ」とあり（八百五頁）、
- ⑭ 地役の区別に関する講義（第七二回・明治一四年六月一日）には「以上二述ヘタル所ハ草案ノ註釋書ニ詳載セルヲ以テ此ハ永ク此ニ躊躇セス」とあり（八百五十五頁）、
- ⑮ 二九四条に関する講義（第八六回・明治一四年一〇月一二日）には「草案註釋書ニハ第二種ノ不得為的ノ『セルヴィチウド』ノ例中ニ境界ヲ讓与スル義務ノ免除ヲ加ヘタリ」とあり（千六十一頁）、
- ⑯ 三〇二条に関する講義（第八八回・明治一四年一〇月一九日）には「右二述ヘタル所ハ草案第三百二条ノ註釋第一項及ヒ第三項ニモ之ヲ記セリ且草案第三百五条ノ註釋及ヒ『セルヴィチウド』消滅ノ節ヲ読メハ尚ホ明瞭トナルヘシ」とあり（千九十五頁）、

⑰ 三〇七条に関する講義（第九四回（九〇回の誤植であろう）・明治一四年一〇月二六日）には「法文ニハ之ヲ明記セサレトモ草案注解ニハ之ヲ記セリ」とある（千百十六頁）。

司法省法学校正則科の講義が通訳なしで行われたのに対して、速成科における講義には通訳が付けられており、ボワソナードの『民法草案財産篇講義』に関しては、加太邦憲・藤林忠良・一瀬勇三郎の三名が通訳を行っている^⑱。また、生徒の側でも、通訳の言葉の側に耳を傾けていたようであり、速成科第三期生の国分三亥太郎（三亥）は、

余の一瀬先生を知りたるは、明治十六年、司法省法学校に入りし時に始まる。先生は仏人ボワソナード氏の通訳として、日々颯爽たる風姿を講壇に顕はされ、流暢周密なる通訳を以て法律の初歩を学ぶ者にも能く了解せしめらるる^⑲。

と述べている。こうした速成科生徒の語学能力から考えて、彼らが参照したのは、仏文の注釈書ではなくして、その翻訳であつたものと推測される。だが、この時期（とくに第二期生に対する「民法草案財産篇講義」が開始される明治一三年五月時点）、仏文草案注釈の翻訳書は、『註釈民法草案』において他には存在しない。また、上記①―⑰の参照指示と『註釈民法草案』の該当箇所の間には矛盾がないのみならず、たとえば①における「註釋書ニハ度量ス可キトアリ」（これは訳者が行つた注記である）との記述どおり、『註釈民法草案』の一八条の条文は「度量ス可キ者アリ度量ス可カラサル者アリ」と印刷されている（『自一至三』『二』三十八頁。注釈についても同様）。

つまり、『註釈民法草案』は、ボワソナードの速成科第二期生に対する草案講義の際には、――少なくとも講義の対象となる条文・注釈の部分に関しては――すでに完成しており、速成科第二期生の生徒は、同書を参照し

つつ講義に臨んだものと推測される。そして、この点は、さらに、次に見るように、本復刻（九大蔵本）の書き込みを検討することからも、ある程度検証し得る。

(c) 本復刻（九大蔵本）の書き込みと『民法草案財産篇講義』の関係

(1) 上記①一八条に関する「度量」の印刷は、九大蔵本においては、墨書にて「代替」の文言にすべて書き替えられている（『自一至三』『二』三十八頁、四十頁、四十一頁、四十二頁）。こうした九大蔵本の書き込み（修正）と『民法草案財産篇講義』との間の有意的な関連は、他の個所でも認められる。しかし、その最も顕著な例は、先にも触れた、二〇七条以降の条文に墨書ないし朱書にて加えられた修正であろう。

『註釈民法草案』に印刷された条文は、地役に関する二七〇条以降、突如として直訳調に変化する。そして、その後の印刷条文は、条を追うごとに一層の直訳調の表現となり、最後には、単に単語ないし文節を羅列したに等しい状態となつて、六〇〇条を終える。そして、九大蔵本の書き込みは、こうした印刷の状態に対応する形で記載されているのであるが、ここで、九大蔵本の書き込みと『民法草案財産篇講義』活版本を比較してみると、両者の内容がほぼ一致していることが知られる。たとえば、九大蔵本の二七〇条の印刷は、次のようなものであった（『自三十一至三十五』『三十三』一頁）。

第二百七十条 若シ一ノ範圍カ其種類ノ何タルヲ問ハス土地ノ分界ノ線上ニ前款ニ於テ定メラレタル義務ニ依ルニモセヨ好意ニシテ且ツ共同ノ一致ニ就テニモセヨ共同ノ費用ニ於テ為サレタル時ハ彼力不分ニ因テ之ヲ載スル所ノ土地ト共ニ隣人ノ各人ニ屬ス而シテ彼我共同物ト云ハレテアル（「ミトワキヤン」トハ同時ニ我ガ物タリ彼レノ物タルノ義ナリ）

隣人相互ノ建物ヲ掘ラレタル溝渠又ハ接続シタル土地ヲ分別スル線上ニ共同ノ費用ニ於テ植付ラレタル分生キ又ハ乾枯シタル樹垣カラ分離スル壁ニ就テモ同シクアル

これに対して、活版本『民法草案財産篇講義』に印刷された草案二七〇条の文言は、次のようなものである（第八〇回・明治一四年九月一六日講義。『壹・物權之部』九百六十一—九百六十二頁）。

第二百七十条 前款ニ定メタル義務ニ因リ又ハ自意ニ出テ且合議ノ上共同ノ費用ヲ以テ土地ノ分界線上ニ造リタル繞圍ハ其性質ノ如何ヲ問ハス其領スル所ノ地ト共ニ不分ニ隣人ノ各個ニ属ス而シテ其繞圍ヲ彼我共同繞圍ト云フ

隣人相互ノ建物ヲ分界スル石又ハ土ノ壁及ヒ接続シタル土地ノ分界線上ニ共同ノ費用ヲ以テ掘リタル壕渠又ハ植ヘタル生ケ垣枯レ離ニ於テモ右ニ同シ

一方、九大蔵本の書き込みは、次のようなものである。

〔第二百七十条〕 前款ニ定メタル義務ニ因リ又ハ自意ニ出テ且合議ノ上共同ノ費用ヲ以テ土地ノ分界線上ニ造ラレタル繞圍ハ其性質ノ如何ヲ問ハスカツヘカラサル者ナルニ因リ之ヲ我スル所ノ地ト共ニ隣人ノ各人ニ属ス而シテ其繞圍ヲ彼我共同繞圍ト云フ（「ミトアンエン」トハ同時ニ彼ト我トニ属スルノ義ナリ）

隣人相互ノ建物ヲ分界スル石造又ハ土造ノ壁及ヒ接続シタル土地ノ分界線上ニ共同ノ費用ヲ以テ掘リタル壕渠又ハ植エタル生ケ離枯レ離ニ於テモ右ニ同シ〔傍線筆者〕

傍線部分に違いが認められるものの、先の『註釈民法草案』の印刷と比較すれば、『民法草案財産篇講義』と九大蔵本の書き込みの近似性は明らかであろう。

なお、右で筆者が使用している慶大蔵本『民法草案財産篇講義』は、それ以前に存在した分冊本を改訂・合冊

したものであるが、最初期の分冊本である東大箕作文庫蔵本（箕作五五五）『民法財産編講義／自第一条至第十六条／卷一』の冒頭頁には、同書に掲記されている草案は、『ボアソナード』氏述ル所ノ考案」とは異なる旨の注意書きが存在している。³⁴ この記述を信用するならば、『民法草案財産篇講義』に印刷された条文は、すでに日本人委員の手によって審議等が進められた後の草案ということになるうか。となれば、『民法草案財産篇講義』掲記の条文をボワソナード草案として引用する従前からの例は正当ではなく、ボワソナード草案それ自体の変化を比較する際には、『註釈民法草案』掲記の条文を参照するのが妥当ということになってこよう。

(2) さらに、弁済に関する四七六条の条文部分につき、九大蔵本に付された書き込みには、「追加／六項云々講義本／参照」とある（『百』十九頁）。『プロジェ初版』において掲記されている条文も（*Project. 1^{re} ed. t. 2, p. 493*）、『民法草案財産篇講義』において掲記されている条文も（第一四七回・明治一五年二月四日講義。『二・人権之部』八百十二頁）、全五項からなり、第六項は存在しない。

ところが、『民法草案財産篇講義』には、第五項に関する説明の後に、次のような記載が存在する（『二・人権之部』八百二十一頁）。

本条ニハ左ノ一項ヲ附加シテ之ヲ第六項トナス可シ

（負債主他人ニ属スル物品ヲ以テ弁済ヲ為シタルトキ債主ハ其弁済ヲ確認スルコトヲ得可シ但シ真ノ所有者カ其物件ヲ

取戻シタルトキハ負債主ニ対シテ担保ノ訴ヲ為スヲ得可シ）

九大蔵本の書き込みは、この部分の参照を促したものであり、また、この書き込みにいう「講義本」とは、『民法草案財産篇講義』活版本を指していたものと解される。³⁵

以上のようにして、司法省法学校速成科第二期生は、『註釈民法草案』と『民法草案財産篇講義』を参考書として法学教育を受けた。さらに、東大蔵本における、纂作の手と思しき書き込みからは、『註釈民法草案』が、民法編纂局における審議の叩き台となったと解されるのであるが、しかしながら、右資料の書き込みの考察に関しては、これを詳論する紙幅がない。ともあれ、右『註釈民法草案』を基点として、その後のボワソナード草案の翻訳書は、種々のバリエーションを伴いながら、『再閣修正民法草案註釈』へと進化してゆくのである。

《注》

(1) 同書をはじめとするボワソナードの司法省法学校講義関係資料に関しては、大久保泰甫・七戸克彦『プロジェクト初版』について『ボワソナード民法典資料集成(前期Ⅰ) G.Boissonade, *Projet de Code civil pour le l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire*, [première édition], tomes 1-2, 1880』(雄松堂出版、一九九九年) xxvii 頁以下参照。

(2) なお、今回の復刻で比較対照の念頭に置かれた仏文草案『プロジェクト初版』『プロジェクト第二版』『プロジェクト新版』と邦文草案『註釈民法草案』『再閣民法草案註釈』『再閣修正民法草案註釈』は、いずれも三種であるが、相互の対応関係は、その各々が対になっているのではなくして、『プロジェクト初版』と『註釈民法草案』が対応し、『プロジェクト第二版』と『再閣民法草案註釈』『再閣修正民法草案註釈』の二者(前者は民法編纂局時代、後者は主として法律取調委員会時代のもの)が対応する、という関係にある。旧民法公布後に刊行された『プロジェクト新版』に対応する邦文の草案注釈書は、当初より存在していない。『プロジェクト初版』に関しては、大久保・七戸・前掲注(1)・iv 頁、『プロジェクト新版』に関しては、金山直樹『プロジェクト新版』について『ボワソナード民法典資料集成(後期Ⅳ) G.Boissonade, *Projet de Code civil pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire*, nouvelle édition, tome 1, 1890』(雄松堂出版、一九九八年) iv 頁参照。

(3) 研究会の資料探索結果は、文部省平成七年度科学研究費補助金(総合研究(A)・課題番号 05301066) 研究結果報告書「ボワソ

- ナード民法典に関する総合的研究——近代日本民法の出発点に立ち帰って——（第二分冊）（一九九六年）にまとめられている。
- (4) 大久保Ⅱ七戸・前掲注(1)・xvii頁以下。なお、七戸克彦『法源』としてのボワソナード民法典——物權變動を素材として——法律時報七〇巻九号（一九九八年）四三頁注(14)、注(15)も参照。
- (5) 大久保泰甫Ⅱ高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』（雄松堂出版、一九九九年）四二頁。
- (6) Project 1st ed., t. 1, *supra* note (1), p. 54.
- (7) 大久保Ⅱ七戸・前掲注(1)・表2 『民法草案ニ付ボアソナード氏意見説明筆記』並びに『プロジェ初版』条文対照表参照。なお、同『説明筆記』については、その全文が、大久保Ⅱ高橋・前掲注(5)・三二九頁以下に翻刻されている。
- (8) 大久保Ⅱ七戸・前掲注(1)・xvi頁以下参照。
- (9) 『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』（法務図書館、一九七三年）三七頁。
- (10) 『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』（和書）・前掲注(9)・三七頁。
- (11) 手塚豊『司法省法学校小史』『明治法学教育史の研究（手塚豊著作集第九巻）』（慶応通信、一九八八年）六二頁、一一一頁。
- (12) 手塚・前掲注(11)・一一一頁。
- (13) 手塚・前掲注(11)・七三頁以下、一一八頁。
- (14) 手塚・前掲注(11)・七九頁、一一八頁。
- (15) 手塚・前掲注(11)・八八頁、一三〇頁、石井良助『民法典の編纂』（創文社、一九七九年）二二八頁。
- (16) 本文で述べたように、照査課は明治一〇年一月二日の設置である。にもかかわらず、『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』が、『自一至三』の冊の刊年を明治一三年のはじめと限定しているのは、ボワソナードの草案起草着手時期につき、明治一三年説に立っているからであろう。だが、この点に関しては、大久保Ⅱ高橋・前掲注(5)・二三頁以下により、明治一二年説の正当性が証明されている。
- (17) 本資料にも数多くの書き込みが存在する。たとえば第一巻冒頭『自一至三』部分を瞥見しただけでも、二頁、九頁、十一頁、十二頁、十三頁、十七頁、二十五頁、三十頁、四十三頁、四十五頁、六十頁、八十一頁、八十二頁、八十三頁に書き込みが認められるが、マイクロフィルムでは、それが墨書か朱書かは知ることができない。

- (18) 有地亭「旧民法の編纂過程にあらわれた諸草案——旧民法とフランス民法との比較検討の準備作業として——」法政研究(九大)三九卷二(四合併号)(一九七二年)一五七頁注(一)。
- (19) 有地・前掲注(18)・一三二頁、一五一頁。
- (20) この書き込みに関しては、すでに有地・前掲注(18)・一三二―一三三頁により紹介されている。
- (21) 司法省法学校速成科第二期生に関しては、手塚・前掲注(11)・一四四頁以下参照。
- (22) 手塚・前掲注(11)・一二〇頁掲載の卒業者一覧に、その名が認められる(滋賀県士族。卒業成績の席次は、一〇一名中四四位)。
- (23) 有地・前掲注(18)・一二九頁によれば、九州大学「法学部は大正一三年に創立されたにもかかわらず、ボアソナードの文獻や旧民法関係の諸資料はかなり豊富である。これはおそらく、このような問題に常に関心をもたれていた故武藤智雄先生や吉田道也先生の資料収集の御尽力の賜物とおもわれる」とされる。なお、ボワソナード旧民法関係資料に限らず、九大法学部「明治文庫」は、東大法学部「箕作文庫」「若槻礼次郎文庫」等や、京大法学部図書、早大法学部「明治文庫」、慶大法学部図書、明大法学部図書その他の大学の明治期法律書コレクションと同等か、あるいはこれを凌駕する。現在、九大法学部「明治文庫」は、施錠されたガラス扉付のスチール本棚に収められ、一般図書とは別置されている。さらに、九大には、右法学部図書のほかにも、総合図書館に、福岡控訴院その他の裁判所旧蔵の書籍が収められていると聞く。
- (24) 有地・前掲注(18)・一三二頁も、「照査課は明治一〇年一月二二日に司法省中に他の七課(内記、庶務、編纂、翻訳、書籍、学校、会計)とともに設置され、明治一三年五月二五日に廃止になり、以後法学生徒に関する事務は生徒課に分属せしめられ、この生徒課は明治一四年一月二八日に廃止されているから、『自一至三』の巻は明治一三年五月二五日以前の時期に刊行され、『自四至六』以下の巻は同年五月二五日から明治一四年一月二八日までに行われていることになる」とする。
- (25) 大久保七戸・前掲注(1)・xxiii頁以下参照。
- (26) なお、本資料は、『プロジェクト初版』にいう《section》および《ss》の訳語につき、「節」「款」のいずれを充てるかが混乱しており、その結果、物権部第二章「入額所得権(用益権)」に関しては、「第一節」の次の表記が「第二款」「第三款」となり、その後再び「第四節」の表記に復帰する(なお、「第一節」に関しては、書き込みにて「第一款」に直されている。しかし、「第四節」に関して書き込み(修正)はなされていない)。また、人権部「第一章 義務ノ原因又ハ本源」は、「第一節 合意及契約(全四款からなる)」

の次が、「第二款 不当ノ利得」「第三款 不正ノ損害」「第四款 法律」の表記になっている。さらに、人権部「第二章 義務ノ効力」および「第三章 義務ノ消滅」に関しては、章↓款↓節の序列で表記が行われている。本復刻版「目次」においては、これらの表記をそのまま転記している。

(27) ちなみに、ボワソナード民法典編纂過程においては、民法典の編別および条文配置を示したものを「目次」ないし「目録」と呼ぶことがあった。大久保Ⅱ七戸・前掲注(Ⅰ)・㉙頁以下に掲記の【27】法務図書館蔵『仏訳書雑類 第五集 明一七』『民法目次』、

【28】法務図書館蔵『仏訳書雑類 第五集 明一七』『民法創立ニ付ボアソナード氏ノ意見并ニ草案目次(一八七六・七・二九)』、

【29】法務図書館蔵『民法草案ニ付ボアソナード氏ノ意見書説明筆記(第一綴)』参照。

(28) ①『五十七』四頁、②『百三十五』二十七頁。このうち、①は、(a)東大蔵本・(b)法務図書館蔵本のいずれにも認められ、②は、

(b)法務図書館蔵本にも認められる(a)東大蔵本は欠本)。

(29) ①『五十七』五頁、②『百二十三』十八―十九頁(五六二条・五六三条の訂正)、③『百二十二』二十頁(五六四条の訂正)、④

『百二十四』十八―十九頁(五六七条の訂正)、⑤『百二十六』一頁(五六九条の訂正)。

(30) 『七十九』一頁に、「遅滞ニ置ク方法六ヶ」と題された付箋が挟まっていた。復刻版『第三卷』編注(36)参照。

(31) もともと、ここでは、さらに、『民法草案財産篇講義』にも種々の版がある点に留意する必要がある。本稿で使った慶大蔵本は、その中でも最も新しい出版物である。大久保Ⅱ七戸・前掲注(Ⅰ)・xxviii頁以下参照。

(32) 手塚・前掲注(Ⅰ)・一一七頁。

(33) 手塚・前掲注(Ⅰ)・一二四頁。

(34) 大久保Ⅱ七戸・前掲注(Ⅰ)・xxvii頁(資料番号【41】・xxix頁参照)。

(35) 右第六項は、『プロジェクト初版』の《ADDITIONS ET CORRECTIONS AU TOME III》においても現れず、『プロジェクト第二版』になつてはじめて登場する(Projet, 2^e éd., t. 2, 1883, p. 489)。